

シリーズ 消費生活相談⑩ 浄水器の悪質な訪問販売に関する相談

～「水質検査に来ました」と言われたら要注意～

○ 事例

「水質検査に来ました」などと言って突然訪問し、塩素に反応する試薬を使って水道水に有害な物質が含まれているかのように説明し、「このままでは健康に支障を来す」と不安にさせて、強引に高額な浄水器のレンタルや購入を勧めてきた。焦って契約してしまったが、解約したい。

○ 対応

訪問販売の場合は、浄水器を使用しているも、契約書面を受け取ってから8日以内であればクーリングオフや契約を取り消しできることがあります。速やかに消費生活センターに相談してください。

○ 被害を防ぐアドバイス

訪問業者は家の中に入らず、まずは玄関先で対応してください。不安をあおる内容であっても、その場で契約せず、いったん帰ってもらい、家族や周囲の人に相談してください。

消費生活相談(無料)をご利用ください。

◎ 知多半田消費生活センターでは消費生活相談を行っています。

相談を希望する方は、電話をしてください。

■日にち 月曜日～金曜日(祝日、第4水曜日を除く)

■時間 来所相談：午前9時30分～午前11時30分
午後1時30分～午後4時30分

電話相談：午前9時30分～午後4時30分

■問い合わせ先 知多半田消費生活センター ☎(32) 2444
(クラシティ3階市民交流センター内)

10月の相談

■人権・行政・心配ごと相談

3日(木)、17日(木)
場 所 中央公民館本館308号室
時 間 午前9時30分～午前11時30分
※ 電話での相談も受け付けます。

■無料法律相談(事前に予約が必要)

17日(木)
場 所 役場1階相談室101
時 間 午後1時～午後4時

■問い合わせ先

住民福祉課 ☎(48) 1111(内1122)

成年後見制度巡回相談

10月3日(木)
場 所 役場1階相談室101
時 間 午後1時～午後5時
NPO法人知多地域成年後見センターでは、成年後見制度巡回相談(事前に予約が必要)を毎月行っています。

■問い合わせ先

知多地域成年後見センター事務所
(知多福祉活動センター内)
☎0562(39) 3770

2019年10月1日、 消費税・地方消費税の税率は10%*へ。

※10%のうち2.2%は地方消費税です。



ポイント1 税率上げは社会保障制度を次世代に引き継ぎ、みんなが安心できる社会にするために必要です。

みんなが安心できる社会にするためには、安定した財源を確保し、社会保障制度を、次世代に引き継ぐとともに、全世代型へ転換していく必要があります。そのためには10%への税率の上げが必要です。



ポイント2 引上げ分は、すべての世代を対象とする社会保障のために使われます。

引上げ分は、消費税・地方消費税ともに、子ども・子育て、医療・介護、年金など、子育て世代・現役世代を含む全世代を対象とする社会保障の充実と安定のために使われます。



ポイント3 家計と景気、両方の視点から対策を実施します。

飲食料品(お酒・外食を除く)と新聞(定期購読契約、週2回以上発行)に係る税率を8%に据え置きます(軽減税率制度)。このほか、家計や景気への影響を緩和するための各種対策を実施します。

知っていますか、地方消費税

一般に「消費税」と言うのは、消費税(国税)と地方消費税(地方税)を合計したものです。地方消費税収は、地方自治体の貴重な財源として、住民の皆様への身近な行政に生かされています。

政府広報 消費税

検索



編集後記

「花を飾るだけで家の雰囲気随分変わるよ」。以前に友人と交わした会話です。「もらった花を食卓に飾ったんだけどすごくいいよ。でも枯れるたびに買うのはちょっと高いよね」と話していたのですが、長持ちして、しかもおしゃれに飾る方法があったんですね。わくわくAguフェスタ2019～夏祭り～でハーバリウムのワークショップを取材しました。ハーバリウムとは、きれいな植物やフルーツを透明な瓶に詰め、オイルを入れたもの。長く美しさを楽しむことができ、飾るだけでおしゃれな空間になるということで人気があります。皆さんが楽しそうに作る様子を撮影しながら、私もその美しさに見とれていました。今回は取材のみで参加はしませんでした。いつか体験してみたいです。皆さんも花のある生活、いかがでしょうか?